

## 吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく書面)

令和7年 8 月 1 日

株式会社ユカリア

代表取締役 三沢英生

株式会社ユカリア(以下「当社」といいます。)とスマートスキャン株式会社(以下「吸収合併消滅会社」といいます。)は、当社と吸収合併消滅会社との間で令和 7 年 6 月 16 日付けで締結された合併契約書に基づき、吸収合併消滅会社の権利義務全部を当社に承継させ、吸収合併消滅会社は解散する吸収合併(以下「本件合併」といいます。)を行いました。

本件合併に関して、会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める事項は、以下のとおりです。

### 1. 本件合併が効力を生じた日(会社法施行規則第 200 条第 1 号)

令和 7 年 8 月 1 日

### 2. 吸収合併消滅会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過(会社法施行規則第 200 条第 2 号)

#### (1) 吸収合併をやめることの請求の手続の経過

吸収合併消滅会社は、当社の 100%子会社であったため、吸収合併を止めることの請求はありませんでした。

#### (2) 反対株主の株式買取請求の手続の経過

会社法第 785 条第 1 項の規定に基づく株主からの株式買取請求については、当社が吸収合併消滅会社が発行する全株式を保有する特別支配会社であり、当社以外には吸収合併消滅会社の株主は存在しないため、同条第 2

項第 2 号括弧書により、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求の手續の経過

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議申述の手續の経過

吸収合併消滅会社は、令和 7 年 6 月 24 日に、会社法第 789 条第 2 項に基づき官報において債権者に対する公告を行うとともに、同条第 3 項に基づき電子公告を行いました。同条第 1 項の規定に基づいて異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社である当社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手續の経過(会社法施行規則第 200 条第 3 号)

(1) 吸収合併を止めることの請求の手續の経過

本件合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する簡易合併であるため、会社法第 796 条の 2 ただし書により、当社の株主は、同条に基づいて本件合併をやめることを請求する権利を有しないことから、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求の手續の経過

本件合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する簡易合併であるため、会社法第 797 条第 1 項ただし書により、当社の株主は、同項の規定に基づいて株式買取請求権を有しないことから、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議申述の手續の経過

当社は、令和 7 年 6 月 24 日に、会社法第 799 条第 2 項に基づき官報において債権者に対する公告を行うとともに、同条 3 項に基づき電子公告を行いました。同条第 1 項の規定に基づいて異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により当社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項(会社法施行規則第 200 条第 4 号)

当社は、本件合併の効力発生日である令和 7 年 8 月 1 日をもって、吸収合併消滅会社より、その資産、負債その他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項(会社法施行規則第 200 条第 5 号)

別紙のとおりです。

6. 吸収合併の変更の登記をした日(会社法施行規則第 200 条第 6 号)

当社は、令和 7 年 8 月 1 日に変更登記申請を行う予定です。

7. その他本件合併に関する重要な事項(会社法施行規則第 200 条第 7 号)

該当事項はありません。

以上

(別 紙)

## 吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面)

令和7年 6 月 24 日

スマートスキャン株式会社

代表取締役 古川 淳

スマートスキャン株式会社(以下「当社」といいます。 )と株式会社ユカリア(以下「吸収合併存続会社」といいます。 )は、当社と吸収合併存続会社との間で令和 7 年 6 月 16 日付けで締結された合併契約書に基づき、同年 8 月 1 日を効力発生日として吸収合併(以下「本件合併」といいます。 )を行うことを決定いたしました。

本件合併に関し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める事項は、以下のとおりです。

### 1. 吸収合併契約(会社法第 782 条第 1 項)

別紙のとおりです。

### 2. 合併対価の相当性に関する事項(会社法施行規則第 182 条第 1 項第 1 号)

本件合併に際しては、当社の株主に対して、吸収合併存続会社の株式その他の金銭等の交付及び割当てを行いませんが、吸収合併存続会社は当社の発行済株式の全部を所有していることから、相当であると判断しております。

### 3. 合併対価について参考となるべき事項(会社法施行規則第 182 条第 1 項第 2 号)

該当事項はありません。

### 4. 吸収合併に係る新株予約権の対価の定め相当性に関する事項(会社法施行規則第 182 条 3 号)

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項(会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号)

(1) 吸収合併存続会社に関する事項

ア 最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)によりご覧いただけます。

イ 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 資本金の額の減少

吸収合併存続会社は、2025 年 3 月 27 日開催の第 20 回定時株主総会における議案「資本金の額の減少の件」の承認決議に基づき、同月 28 日付で資本金の額 2,022,558,040 円を 1,922,558,040 円減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替えております。

② 株式会社ゼロメディカルの株式取得(完全子会社化)

吸収合併存続会社は、2025 年 4 月 25 日に株式会社ゼロメディカルの株式譲渡契約を締結し、同年 5 月 30 日に完全子会社化いたしました。当該株式の取得の詳細については、吸収合併存続会社の同年 4 月 25 日付け適時開示「株式会社ゼロメディカルの株式取得(完全子会社化)に関するお知らせ」をご参照ください。

③ 株式会社メディステップの株式取得(子会社化)

吸収合併存続会社は、2025 年 5 月 15 日に株式会社メディステップの株式譲渡契約を締結し、同年 6 月 2 日に子会社化いたしました。当該株式の取得の詳細については、吸収合併存続会社の同年 5 月 15 日付け適時開示「株式会社メディステップの株式取得(子会社化)に関するお知らせ」をご参照ください。

#### ④ 株式会社エピグノの株式取得(子会社化)

吸収合併存続会社は、2025 年 6 月 5 日に株式会社エピグノの株式譲渡契約を締結し、同年 7 月 1 日を株式譲渡実行予定日として子会社化することといたしました。当該株式の取得の詳細については、吸収合併存続会社の同年 6 月 5 日付け適時開示「株式会社エピグノの株式取得(子会社化)に関するお知らせ」をご参照ください。

- (2) 吸収合併消滅会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 吸収合併の効力を生じずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号)

本件合併の効力発生後の吸収合併存続会社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件合併後の吸収合併存続会社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。したがって、本件合併後における吸収合併存続会社の債務について履行の見込みがあるものと判断いたします。

7. 本書面備置開始日後、上記各事項について生じた変更の内容(会社法施行規則第 182 条第 1 項第 6 号)

事前開示の開始日以降に上記各事項に変更が生じたときは、直ちに開示いたします。

以上



## 吸収合併契約書

株式会社ユカリア(以下「甲」という。)とスマートスキャン株式会社(以下「乙」という。)は、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下「本吸収合併」という。)に関し、次のとおり吸収合併契約(以下「本契約」という。)を締結する。

### 第1条 (合併の方式)

1. 本吸収合併に係る吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社の商号及び住所は次のとおりとする。
  - (1) 吸収合併存続会社  
商号：株式会社ユカリア  
住所：東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
  - (2) 吸収合併消滅会社  
商号：スマートスキャン株式会社  
住所：東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
2. 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本吸収合併に関し、株主総会の承認決議を受けない。
3. 乙は、会社法第784条第1項の規定により、本吸収合併に関し、株主総会の承認決議を受けない。

### 第2条 (効力発生日)

1. 本吸収合併が効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、令和7年8月1日とする。
2. 前項にかかわらず、本吸収合併の実施に際して必要があるときは、甲乙協議の上、これを合意により変更することができる。

### 第3条 (株式その他の対価の割当て)

乙の発行済株式の全てを甲が所有しているため、甲は、本吸収合併に際して、乙の株主に対し、その有する株式に代わる金銭等(甲の株式及び金銭を含む。)を交付しない。

### 第4条 (資産及び債務の引継ぎ)

甲は、効力発生日において乙の一切の権利義務その他の資産及び負債を承継する。

### 第5条 (合併条件の変更)

効力発生日の前日から効力発生日に至る日において、天災地変その他の事情により、甲又は乙の資産若しくは経営状態に重大な変動が生じたときその他本吸収合併の実行に重大な支障となる事態又は著しく困難にする事態が生じたときは、甲乙協議の上、合意により本契約に定める本吸収合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

**第6条（規定外事項）**

本契約に定めるもののほか、本吸収合併に関し必要な事項は、甲乙が協議し、定めるものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本書1通を作成し甲乙記名押印の上、甲が1通を保有し、乙が甲の写しを保有する。

令和7年6月16日

甲 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号  
株式会社ユカリア  
代表取締役 三沢 英生



乙 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号  
スマートスキャン株式会社  
代表取締役 古川 淳

